

## 旅客船事業者に対する行政処分等の詳細

※掲載期間は処分等の日から5年間

処分等年月日	事業者名	本社所在地	違反行為等の詳細	処分等種類	処分等の内容
令和2年8月28日	名鉄海上観光船株式会社	愛知県知多郡南知多町	令和2年7月13日14時頃、旅客船「はやぶさ2」が旅客12名を乗せ、愛知県河和港に入港中、旅客1名が開放されたままの船内通路床面にある機関室ハッチに足を取られ転倒、重傷を負う事故が発生した。	行政指導	平成30年3月2日までに以下の改善措置を講じ、報告するよう指導を行った。  【指導の内容】 ①旅客を乗船させる前及び航行中に船内の安全を確認すること。また、その具体的措置の手順を全乗組員に周知・徹底すること。 ②床面ハッチの取扱いについて船員及び旅客の転倒等の防止を考慮した安全対策を講ずること。
令和2年10月30日	名鉄海上観光船株式会社	愛知県知多郡南知多町	令和2年9月5日18時頃、旅客船「はやぶさ2」が旅客26名を乗せ、愛知県知多郡南知多町日間賀島東港の岸壁に衝突する事故が発生したが、船長から運航管理者への報告を行うことなく、次港への運航を行っていた事実が確認された。	行政指導	令和2年11月30日までに以下の改善措置を講じ、報告するよう指導を行った。  【指導の内容】 事故発生時の非常連絡体制を全乗組員に周知・徹底をはかるとともに、速やかに事故発生時の通報がなされるよう有効な措置を講ずること。

旅客船事業者に対する行政処分等の詳細

※掲載期間は処分等の日から5年間

処分等年月日	事業者名	本社所在地	違反行為等の詳細	処分等種類	処分等の内容
令和4年11月25日	株式会社清音	静岡県浜松市西区	令和4年6月12日14時40分頃、旅客船「Aero Spider」が旅客10名を乗せ、浜名湖を航行中、他の船舶と衝突する事故が発生したが、本船に船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条の31第1項に規定する特定操縦免許を受有する船長を乗り組ませていなかっただけでなく、他船においても同様に特定操縦免許を受有する船長を乗り組ませていなかった事実等が確認された。	輸送安全確保命令	<p>令和4年12月25日までに以下の改善措置を講じ、報告するよう命令を行った。</p> <p>【命令の内容】</p> <p>①船舶所有者は、旅客の輸送事業において、乗船基準に従い、特定操縦免許を受有する小型船舶操縦士を乗船させること。</p> <p>②経営トップは、輸送の安全を確保するために、安全管理体制の継続的改善を図るとともに、船舶職員及び小型船舶操縦者法をはじめ関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を社内に周知徹底するための事故再発防止策を策定すること。</p> <p>③安全統括管理者及び運航管理者は、輸送の安全確保が重要であることを自覚し、自らの責務を再認識するとともに、事故の再発防止のため、船舶職員及び小型船舶操縦者法をはじめ関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を社内に再徹底するための安全教育を速やかに実施し、また、実施した内容を記録すること。</p> <p>④運航管理者は、運航計画の作成にあたり、その安全性を検討するため、特に、使用港の交通状況などの確認を徹底すること。</p> <p>⑤運航管理者は、配乗計画の作成にあたり、その安全性を検討するため、特に、法令上必要な資格の受有状況など法定乗組員が適正に確保されていることの確認を徹底すること。</p> <p>⑥運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録すること。</p> <p>⑦運航管理者は、運航基準図を船舶に備え付けること。</p> <p>⑧安全統括管理者等は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を新たに構築し、安全管理規程に定め、速やかに変更の届出を行うとともに、アルコール検査を行ったうえで業務を実施させること。</p> <p>⑨運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに中部運輸局静岡運輸支局にその概要及び事故処理の状況を報告する体制を構築すること。</p> <p>⑩安全統括管理者及び運航管理者は、輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的を実施するとともに、運航管理者は、乗組員に対する事故等事例研究の教育について、周知徹底を図り、また、実施した内容を記録すること。</p> <p>⑪安全統括管理者及び運航管理者は、事故処理に関する訓練を計画のうえ、年1回以上実施し、また、実施した内容を記録すること。</p> <p>⑫安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程等を船舶に容易に閲覧できるように備え付けること。</p> <p>⑬船長は、速力基準表を船舶の操作する位置から見やすい場所に掲示すること。</p>

## 旅客船事業者に対する行政処分等の詳細

※掲載期間は処分等の日から5年間

処分等年月日	事業者名	本社所在地	違反行為等の詳細	処分等種類	処分等の内容
令和5年1月13日	株式会社そともめぐり	福井県小浜市	令和4年11月29日に立入検査を実施したところ、安全管理規程に違反する事実が確認された。	行政指導	<p>令和5年2月12日までに以下の改善措置を講じ、報告するよう指導を行った。</p> <p>①経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、事案の再発防止に向けて輸送の安全を確保するため、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を社内に周知徹底すること等について主体的に関与すること。</p> <p>②経営トップは、安全管理規程第7条に基づき、安全重点施策の進捗状況を把握するなどして、毎年見直しを行うこと。</p> <p>③安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を周知徹底するとともに、訪船等を通じて遵守状況を継続的に確認すること。</p> <p>④運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を周知徹底するとともに、訪船等を通じて遵守状況を確認し、遵守を確実なものとする。</p> <p>⑤運航管理者は、安全管理規程第22条に基づき、法定職員が適切に確保されていることや、乗務員の健康状態の把握など安全性を検討したうえで配乗計画を作成すること。</p> <p>⑥運航管理者は、安全管理規程第41条に基づき、陸上施設点検簿に記録を残すこと。</p> <p>⑦安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第50条に基づき、安全管理規程、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その概要を記録簿に記録すること。</p> <p>⑧内部監査を行う者(安全統括管理者及び運航管理者)は、安全管理規程第54条に基づき、経営トップの支援を得て、関係者ととも年1回以上内部監査を実施し、その内容を記録すること。</p> <p>内部監査の対象は、船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況のほか、安全マネジメント態勢全般とする。</p> <p>また、経営トップは、内部監査にあたって、その重要性を社内に周知徹底すること。</p>

## 旅客船事業者に対する行政処分等の詳細

※掲載期間は処分等の日から5年間

処分等年月日	事業者名	本社所在地	違反行為等の詳細	処分等種類	処分等の内容
令和5年2月3日	有限会社観光旅館福寿荘	三重県志摩市	令和4年6月30日に立入検査を実施したところ、安全管理規程に違反する事実が確認された。	行政指導	<p>令和5年3月5日までに以下の改善措置を講じ、報告するよう指導を行った。</p> <p>①経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、事案の再発防止に向けて輸送の安全を確保するため、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を社内に周知徹底することについて主体的に関与すること。</p> <p>②安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底し、事案の再発防止に向けて輸送の安全を確保するために必要と認められる事項についての安全教育を遅滞なく実施すること。</p> <p>③安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第50条に基づき、年1回以上事故処理に関する訓練を実施し、その概要を記録すること。</p> <p>④運航管理者は、安全管理規程第51条に基づき、実施した安全教育の概要を記録すること。</p>

旅客船事業者に対する行政処分等の詳細

※掲載期間は処分等の日から5年間

処分等年月日	事業者名	本社所在地	違反行為等の詳細	処分等種類	処分等の内容
令和5年6月27日	名鉄海上観光船株式会社	愛知県知多郡南知多町	令和5年2月21日に、「はやぶさ2」が、愛知県知多郡南知多町海田沖付近を航行中、船首右舷側の窓ガラスが破損し、破損部より海水を流入させた事案が発生した。これを受けて令和5年3月13日に立入検査を実施したところ、安全管理規程に基づく運航の可否判断が適切に実施されていなかったこと等が確認された。	輸送安全確保命令	<p>令和5年7月27日までに以下の改善措置を講じ、報告するよう命令を行った。</p> <p>【命令の内容】</p> <p>①経営トップは、事案の再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するため、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を徹底すること等について、主体的に関与し、安全マネジメント体制を適切に運営すること。</p> <p>②安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第17条及び第18条に基づく自らの責務を再認識するとともに、事案の再発防止のため、安全管理規程第52条に基づき、関係法令及び安全管理規程について、理解しやすい具体的な安全教育を速やかに実施し、その周知徹底を図ること。</p> <p>③安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。</p> <p>④運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。また、船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。</p> <p>⑤船長は、安全管理規程第24条に基づき、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとること。また、船長は、運航中止に係る判断が困難であると認めるときは、運航管理者と協議するとともに、船長及び運航管理者は、運航中止に係る協議において、両者の意見が異なるときは、運航を中止すること。</p> <p>⑥運航管理者は、安全管理規程第25条に基づき、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長に対して、運航中止を指示すること。また、運航管理者は、いかなる場合においても、船長に対して、発航等を促さないこと。</p> <p>⑦経営トップ又は安全統括管理者は、安全管理規程第26条に基づき、運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合は、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促すこと。</p> <p>⑧運航管理者及び船長は、安全管理規程第28条に基づき、運航中止基準に係る情報、運航の可否判断の協議の結果等を適切に記録すること。</p> <p>⑨運航管理者は、安全管理規程第29条に基づき、気象・海象に関する情報を把握し、必要に応じ、船長に連絡すること。</p> <p>⑩船長は、安全管理規程第30条に基づき、把握した気象・海象に関する情報を、必要に応じ、運航管理者に連絡すること。</p> <p>⑪船長は、安全管理規程第37条に基づき、作業基準に従い、乗組員に旅客室等を巡視させ、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させること。</p>

## 旅客船事業者に対する行政処分等の詳細

※掲載期間は処分等の日から5年間

処分等年月日	事業者名	本社所在地	違反行為等の詳細	処分等種類	処分等の内容
令和5年10月12日	岐阜市	岐阜県 岐阜市	令和5年8月19日に長良川において鵜飼観覧船が長良橋下流へ流された事案が発生した。これを受けて令和5年8月22日および9月4日に立入検査を実施したところ、運航管理者が気象・水象に関する情報、その他航行の安全の確保のために必要な事項を把握し、必要に応じて船長に連絡していなかったこと等、安全管理規程に定める事項が遵守されていなかったことが確認された。	行政指導	<p>令和5年11月11日までに以下の改善措置を講じ、報告するよう指導を行った。</p> <p>【指導の内容】</p> <p>①安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を全従業員へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。</p> <p>②運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、観覧船の運航の管理その他の輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。</p> <p>③安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第17条及び第18条に基づく自らの責務を再認識するとともに、事案の再発防止のため、安全管理規程第50条に基づき、関係法令及び安全管理規程について、理解しやすい具体的な安全教育を速やかに実施し、その周知徹底を図ること。</p> <p>④船長は、安全管理規程第25条および運航基準第3条、第4条に基づき、気象・水象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとること。また、発航中止に係る判断を行うにあたって、自ら直ちに判断することが困難と認めるときは、運航管理者と協議を行うこと。</p> <p>⑤運航管理者は、安全管理規程第29条に基づき、気象・水象に関する情報、その他航行の安全の確保のために必要な事項を把握し、必要に応じて船長に連絡すること。</p> <p>⑥運航管理者は、安全管理規程第45条および事故処理基準第7条に基づき、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置を講じること。</p>

## 旅客船事業者に対する行政処分等の詳細

※掲載期間は処分等の日から5年間

処分等年月日	事業者名	本社所在地	違反行為等の詳細	処分等種類	処分等の内容
令和6年1月30日	西尾市	愛知県 西尾市	令和5年12月8日に立入検査を実施したところ、安全管理規程に違反する事実が確認された。	行政指導	<p>令和6年2月29日までに以下の改善措置を講じ、報告するよう指導を行った。</p> <p>【指導の内容】</p> <p>①安全統括管理者は、関係法令の遵守と安全最優先の原則を各取扱所等内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。</p> <p>②運航管理者は、運航の管理その他輸送の安全の確保に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。また、船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。</p> <p>③安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理補助者、陸上作業員、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程(運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む)、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を実施し、その周知徹底を図ること。</p> <p>④陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれ陸上作業及び船内作業を指揮するとともに、両者緊密な連携の下に輸送の安全の確保に努めること。</p> <p>⑤船長は、船内作業員を指揮して船舶上における乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施すること。</p>

## 旅客船事業者に対する行政処分等の詳細

※掲載期間は処分等の日から5年間

処分等年月日	事業者名	本社所在地	違反行為等の詳細	処分等種類	処分等の内容
令和6年3月27日	鳥羽市	三重県 鳥羽市	鳥羽市が運航する旅客定期航路(鳥羽～神島航路)において、令和6年1月20日、旅客船「かがやき」が菅島沖の海苔網に乗り揚げ、航行不能になった事故を受け、2月1日に鳥羽市に対して立入検査を実施した結果、船長が、基準経路外の経路を航行しようとするときに事前に運航管理者と協議していなかったことなど、安全管理規程に違反する事実が確認された。	行政指導	<p>令和6年4月26日までに以下の改善措置を講じ、報告するよう指導を行った。</p> <p>【指導の内容】</p> <p>①安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第16条及び第17条に基づく自らの責務を再認識するとともに、事案の再発防止のため、安全管理規程第48条に基づき、課内に対し、安全管理規程、関係法令等について、理解しやすい具体的な安全教育を速やかに実施し、その周知徹底を図ること。</p> <p>②安全統括管理者は、安全管理規程第16条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を課内へ改めて徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。</p> <p>③運航管理者は、安全管理規程第17条に基づき、船舶の運航の管理その他輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図り、また、船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ることを確実に遵守できるよう、具体的な改善策を講じること。</p> <p>④安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第48条に基づき、乗組員に対して、安全管理規程、船員法、海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について具体的な安全教育を定期的実施すること。特に、海苔網等の危険(注意)箇所を記した運航基準図の別図を都度更新し、その内容について船員に周知、教育を行うこと。また、航海計器による船位確認等、見張りの徹底について、安全教育を行う等、同様の事故が起きないよう、安全対策の風化防止を図ること。</p> <p>⑤運航基準第7条に基づき、船長は、気象・海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議し、運航管理者は協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えること、並びに、船長及び運航管理者が、基準経路の変更等に関して協議を行った場合は、同基準第11条に基づき、その内容を運航管理日誌、航海日誌等に記録することについて、必要な周知、教育を行う等の再発防止策を講じること。</p>